

## 第146回 統計委員会 議事録

1 日 時 令和2年3月16日（月）9:00～10:30

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

### 【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、川崎 茂、神田 玲子、清原 慶子、  
佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

### 【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司、菅 幹雄、山澤 成康

### 【幹事等】

内閣府大臣官房企画調整課課長補佐、総務省政策統括官（統計基準担当）、厚生労働省  
政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官

### 【事務局（総務省）】

長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、栗原次長、鈴木次長、柴沼次長

政策統括官（統計基準担当）：横田政策統括官、山田統計企画管理官、上田参事官

4 議 事

- （1）諮問第136号の答申「医療施設調査の変更について」
- （2）諮問第137号の答申「患者調査の変更について」
- （3）諮問第139号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」
- （4）部会の審議状況について
- （5）部会に属すべき臨時委員の指名について
- （6）毎月勤労統計調査について
- （7）「統計法第9条第4項ただし書きにおける「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」（統計委員会決定）の改訂案について

5 議事録

○北村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第146回統計委員会を開催いたします。

本日は岩下委員が御欠席です。昨今の事情に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局から議事と資料の説明については省略いたします。

本日は、議事次第のとおり、答申、諮問、部会報告及び委員会運営に関する案件のほか、

毎月勤労統計調査、統計委員会が軽微な事項と認めるものの取扱いについての説明があります。本日はこのような議題にしたいと思います。

最初に、諮問第136号の答申「医療施設調査の変更について」及び諮問第137号の答申「患者調査の変更について」に入ります。津谷部会長から御説明をお願いします。

#### ○津谷委員

それでは、医療施設調査及び患者調査の答申案について報告いたします。

本件につきましては、1月の委員会において、1回目の部会審議の状況について報告したところですが、その後2月10日に2回目となる部会審議を行い、答申を取りまとめるに至りました。医療施設調査と患者調査の2つの答申案がありますので、意見を付したところを中心に報告をいたします。

まず、医療施設調査の答申案について説明いたします。お手元の資料1の諮問第136号の答申「医療施設調査の変更について」を御覧ください。

まず「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」については、承認して差し支えないと整理をいたしました。ただし、「(2) 理由等」において、一部計画の修正等を行うよう指摘しております。「(2) 理由等」ですが、初めに1ページの「ア 報告を求める事項の変更」のうち、(イ)の「診療科目を把握する調査事項の選択肢の変更」につきましては、日本神経学会理事会における決定を踏まえ、2ページの図1の変更案のとおり、「神経内科」を「脳神経内科」に変更するものです。これについては、ほかの診療科目との混同が生じやすい名称であったため、診療内容に即した適切な名称となるよう変更するものであり、正確な統計作成に資するものであることから、おおむね適当と整理いたしました。

しかしながら、一部の医療施設では引き続き従前の「神経内科」を標榜する可能性も考えられることから、報告者に混乱が生じないよう、調査の手引などにおいて丁寧な説明を行うとともに、調査結果の時系列比較等の観点から、統計利用者に混乱が生じないよう、結果公表に当たっては、今回の変更内容について丁寧かつ適切な説明を行うよう指摘しています。

次に、2ページの下の「(エ)「受動喫煙対策の状況」を把握する調査事項における選択肢区分等の変更」につきましては、健康増進法の一部改正により、令和元年7月1日から、医療施設においては原則敷地内禁煙、ただし受動喫煙防止のため必要な措置を講じた屋外の特設場所に喫煙所（特定屋外喫煙所）を設けることは可能とされたことを踏まえ、調査事項名を「受動喫煙防止対策の状況」から、「受動喫煙対策の状況」に変更するとともに、選択肢について、施設内での喫煙や何ら受動喫煙防止のための措置を講じていないことを想定した選択肢等を削除し、「敷地内を全面禁煙としている」及び「特定屋外喫煙場所を設置している」の二択に変更するものです。

これについては、実態として、法改正を踏まえた適切な措置が講じられていない医療機関が存在する可能性も否定できないことから、3ページの図4のとおり、敷地内を全面禁煙にしているか否か、また、特定屋外喫煙場所を設置しているか否かを把握するよう、調査事項を変更する必要があることを指摘しています。

次に4ページの、「(カ)「緩和ケアの状況」を把握する調査事項における項目名の変更」

につきましては、把握内容に即した適切な調査項目名となるよう変更するものであり、正確な統計作成に資するものであるところから、おおむね適当と整理した上で、これまでの調査結果との時系列比較等の観点から、統計利用者に混乱が生じないように、結果公表に当たっては、今回の内容変更について丁寧かつ適切な説明を行うよう指摘しております。

次に5ページの、「(キ)「手術等の実施状況」を把握する調査事項における「帝王切開を除く無痛分娩（再掲）」の項目の追加」につきましては、近年、無痛分娩中における多くの重篤事例が報告されていることを踏まえ、無痛分娩の実施件数を把握する項目を追加するものです。

これについては、おおむね適当と整理した上で、報告者によって「無痛分娩」の解釈に差異が生じる可能性もあることから、その定義について、調査の手引等において丁寧に説明するよう指摘しています。

次に、10ページの「イ 報告を求める期間の変更」についてです。これは、これまで各都道府県等の裁量に委ねることとして、調査計画上では明確に設定していなかった報告者からの調査票の提出期限について、従前の、各都道府県等における提出期限の設定状況を踏まえつつ、10月下旬までの間で期限を設定するよう明確化を図るほか、調査票の審査・取りまとめ等を行う都道府県の事務負担軽減を図る観点から、都道府県から厚生労働省に対する提出期限を「11月上旬」から「11月下旬」に変更するものです。

これらについては、おおむね適当と整理をいたしました。報告者からの提出期限の具体的な設定については、引き続き各都道府県等の裁量に委ねられるため、報告者にとって無理のない、適切な回答期間を確保するよう、各都道府県等に対して十分に周知徹底を図る必要があると指摘しています。

次に11ページの「ウ 調査結果の公表の方法及び期日の変更」のうち、「(イ) 調査結果の公表の期日の変更」についてです。従前の調査計画においては、調査実施年翌年10月までに公表することとされているところ、平成23年調査以降、恒常的に公表の遅延が生じている状況を踏まえ、公表を「概数」及び「確定数」の2段階に分け、開設者別施設数及び病床数など、基本的な事項に係る集計結果を「概数」として、調査終了から1年後の調査実施年翌年10月下旬までに公表した後、その2か月後に、従来から公表してきた詳細な集計結果を「確定数」として公表するよう変更するものとなっております。

これについては、統計ニーズへの早期対応を図ろうとするものではあるが、確定数の公表時期を早めるべきではないのかといった意見もありましたが、医療施設の基本的な情報について、調査終了後1年以内の公表実現を図るものであることから、おおむね適当と整理をいたしました。しかしながら、統計利用者の利便性を考慮し、今回の調査の実施に当たっては、確定数についても引き続き可能な限り公表の早期化に努めるよう求めることといたしました。

次に、同じ11ページの2の、前回答申における今後の課題への対応状況についてです。

本調査につきましては、平成23年調査において、病院を対象に、従来の郵送調査と併用する形でオンライン調査を導入して以降、オンライン調査の利用促進と改善のための方策を講じつつ、その対象範囲も順次拡大し、前回の平成29年調査からは、原則、診療所を含

む全ての医療機関を対象に、オンライン調査を実施することとしたところです。

しかしながら、オンライン回答率向上に向けた取組は、いまだ過渡期にあると考えられることから、前回答申では、前回調査におけるオンライン調査の実施状況や回答状況への影響等に係る検証・分析結果等を踏まえ、オンライン調査の更なる利用促進と改善に向けて検討するよう、今後の課題として指摘されたところです。

これを踏まえ、厚生労働省は、オンライン調査実施に伴う都道府県等の経由機関の業務負担軽減の観点から、コールセンターの事業拡充や、電子調査票の内容審査に資するツールの開発・配布等の方策を講じた結果、前回調査におけるオンライン回答率は大きく向上しています。

また、今回の調査の実施に当たっても、経由機関や医療機関に対するアンケート調査等を踏まえ、オンライン調査の更なる利用促進と改善に向けた取組を実施することから、現時点における取組としては適当と整理をしたところです。

最後に12ページの「3 今後の課題」についてです。2点について、課題として指摘をしております。

1点目は、ただ今説明しましたとおり、オンライン回答率は向上しつつあるものの、診療所におけるオンライン回答率は依然として1割程度となっている状況にあり、まだまだ過渡期の段階にあると考えられます。このため、引き続き、今回調査におけるオンライン調査の実施状況や利用結果等について、経由機関と報告者双方における利便性の観点も含め、丁寧に検証・分析等を行い、その結果を踏まえて、次回の令和5年調査におけるオンライン調査の更なる利用促進と改善に向けて検討することを課題として指摘しています。

また2点目として、先ほどの公表時期の変更のところでも御説明しましたとおり、これまでの恒常的な公表遅延の実態を踏まえ、今回調査からは2段階公表を導入することにより、概数については調査終了後1年以内の公表実現を図る計画としているものの、統計利用者にとっては、利活用ニーズの高い確定数の公表早期化が望まれるところです。

このため、調査実施者における調査実施体制の現状等も踏まえつつ、調査票の審査・集計等の業務の効率化を図るなど、確定数の公表早期化の実現に向けて引き続き検討することを、課題として指摘しています。

続きまして、患者調査の答申案について説明をいたします。資料2-1の諮問第137号の答申「患者調査の変更について」を御覧ください。医療施設調査の答申案と重複する部分もありますので、重複する部分については、説明を簡略化したいと思います。

まず「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」については、承認して差し支えないと整理をいたしました。ただし、「(2) 理由等」において、一部計画の修正等を行うよう指摘しております。

初めに、2ページ目の「イ 報告者の選定方法の変更」についてです。高度な医療の提供等を行う特定機能病院については、これまで「500～599床」、「600床以上」の2区分による階層設定を行っていたところですが、新たに500床未満の病院が特定機能病院として承認されることになったことを踏まえ、「400～499床」の区分を加えた3区分に層化して選定するよう変更するものです。

これについては、おおむね適当と整理した上で、現在の調査計画では、本調査の標本設計の考え方が明示されていないため、統計作成過程の明確化を図る観点から、標本設計の目的や目標精度、精度設計上の着目する調査事項、算定式など、標本設計の基本的な事項を調査計画に明記するとともに、これらは統計利用者にとっても、本調査について正しく理解し、調査結果の利活用を図る上で重要な情報となるものであるところから、厚生労働省ホームページなどにおいて、具体的かつ丁寧に情報提供を行うよう指摘しています。

次に、同じ2ページの「ウ 報告を求める期間の変更」につきましては、医療施設調査と同様、これまで各都道府県等の裁量に委ねることとして、調査計画では明確に規定されていなかった、報告者からの調査票の提出期限について、従前の、各都道府県等における提出期限の設定状況を踏まえつつ、10月末日までの間で設定するよう明確化を図るものです。

これについては、おおむね適当と整理いたしました。医療施設調査と同様、報告者にとって無理のない、適切な回答期間を確保するよう、各都道府県等に対して十分な周知徹底を図る必要があると指摘しています。

次に、3ページの「エ 調査結果の公表の方法及び期日の変更」の「(イ) 調査結果の公表の期日の変更」についても、医療施設調査と同様、恒常的に公表遅延が生じている状況を踏まえ、公表を「概数」及び「確定数」の2段階に分け、性・年齢階級別等の推計患者数といった基本的な状況に係る推計結果を「概数」として、調査終了から1年後の調査実施年翌年11月下旬までに公表した後、その3か月後に、従来から公表してきた詳細な調査結果を「確定数」として公表するよう変更するものとなっております。

これについても、医療施設調査と同様、統計利用者の利便性を考慮し、確定数についても、今回の調査実施に当たっては、可能な限り公表の早期化に努めるよう求めています。

次に4ページの、前回答申における今後の課題への対応状況につきましても、平成26年調査において、病院を対象に、従来の郵送調査と併用してオンライン調査を導入して以降、オンライン調査の利用促進と改善のための方策を講じつつ、前回の平成29年調査からは、原則、診療所を含む全ての医療機関を対象にオンライン調査を実施することとしたところとあります。

しかしながら、患者調査につきましても、オンライン回答率向上に向けた取組はいまだ過渡期にあると考えられることから、前回答申では、医療施設調査と同様、オンライン調査の更なる利用促進と改善に向けて検討するよう、今後の課題として指摘されたところとあります。

これを踏まえ、厚生労働省は、オンライン調査実施に伴う、経由機関の業務負担軽減の観点からのコールセンターの業務拡充や、報告者負担軽減の観点からの病院（偶数）票へのレセプト情報の一部データの読み込み機能の追加等の方策を講じた結果、前回調査におけるオンライン回答率は、病院については4割弱まで上昇しております。

また、今回調査の実施に当たっても、経由機関や医療機関に対するアンケート結果などを踏まえ、オンライン調査の更なる利用促進と改善に向けた取組を実施することとしているところから、現時点における取組としては、適当と整理をしたところとあります。

最後に5ページの「3 今後の課題」につきましては、患者調査についても、医療施設調査において今後の課題として指摘した点と全く同じことが当てはまることから、同一の課題について検討するよう指摘しております。

長くなりましたが、私からの答申案の説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の答申案の御説明について、御質問あるいは御意見ありますか。

どうぞ、清原委員。

○清原委員 御説明ありがとうございます。清原です。今、津谷部会長から答申案について御説明いただいたことに賛同いたします。その上で、部会ではなくて、むしろこの調査の担当の方に1点だけ質問いたします。

この諮問については、私は大変適切で、これ以上はないと思っているのですが、この部会が開かれた後に、新型コロナウイルス感染症、いわゆる新型肺炎が重要な課題となりました。従いまして、この医療施設調査や、あるいは患者調査については、もちろん今はもう、諸外国では医療崩壊などと言われている中、まずは重篤な患者の方を含めて、医療が適切に進むということが最重要課題になっていますので、この場で何か調査をするなどということは、かえって迷惑な話だと思うのですが、先ほど、例えばレセプト調査で補完することによって、調査対象者の負担が軽減されたというようなことがございまして、いわゆる新型コロナウイルス感染症対策によって、医療施設がどのような対応で負担が生じているかとか、何か今までとは違う状況が生じているかとか、そういうことを調査される御予定はおありになるのでしょうか。

繰り返します。この答申案については賛同いたしますが、この時期に開かれた統計委員会だったものですから、情報をいただければと質問いたします。よろしくお願いします。

○北村委員長 厚生労働省の方で何かありますか。

○渡厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室室長 厚生労働省でございます。コロナ対策につきましては、政府全体で対策本部を立ち上げまして、対策が行われていることと認識しております。

一方、今回答申をいただきました医療施設調査及び患者調査については、基幹統計として、病院の状況、患者の状況について、3年に一度、基本的な情報を得るというものですので、今、御指摘いただいたことは大変重要なことだと認識しておりますが、調査の性格が少し異なると考えております。

御指摘いただいたことに関しましては、今後、政府の方で検討があるのではないかとと思いますが、私の立場では何か申し上げられることではありません。

○北村委員長 どうぞ、神田委員。

○神田委員 私も、諮問・答申の内容については全く賛同いたします。その上で質問なのですが、この患者調査の趣旨にも関わると思うのですが、認知症対策についてはオレンジ計画も出されており、認知症が、現状何人ぐらいいるかというときに、この患者調査というのはあまり使われていません。別の科研費の調査の結果が使われている、その背景について教えていただきたいというのが1つです。

また、推計の際に、科研費で実施された福岡県久山町の認知症の全数調査をもとに、将来推計が出されています。具体的には、久山町の認知症率を全国の人口、あるいは人口推計にかけて、将来の認知症者数、あるいは現状の認知症数を出しています。患者調査の認知症患者の数値とは結構かい離があります。

患者調査では、病院や診療所を対象に把握しているのですが、せっかく調査をされているので、オレンジ計画などの策定の際にも、なるべくこういう既存の調査というの、何らかの形で利用できないのだろうかと思ったのが1つです。

あともう1つは、これは9月の調査なのですが、今おっしゃったような、感染症のような季節性の高い症状、病気については、どのような配慮をされていらっしゃるのかというのを聞きたいというのが1つです。

あともう1つ、この調査は、レセプトが仮に電子化が進んだ場合には、やはりこの調査のやり方も大きく変わると考えてよろしいのでしょうか。簡単に3つだけ質問いたします。

**○北村委員長** どうぞ、厚生労働省。

**○渡厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室室長** ただ今の認知症の数と季節性の病気についてまとめて回答いたしますが、先ほど申し上げたとおり、この調査というのは、あくまでも3年に一度、同じような状態で、患者数がどうなっているか、医療施設の状況がどうなっているかを、基本情報として把握する調査という位置付けとなっています。

一方、各政策部局では、例えば、季節性のもの、今おっしゃったようなものと、あと認知症は別の部局が担当しているのですが、それぞれの政策部局で必要と思われる疾病については、それぞれ政策において必要だと思われる情報を、適切な方法で把握している状況です。

詳細は存じていなくて大変恐縮ですが、今御指摘いただいた福岡県久山町というのは、前向き研究をやっていて大変有名だと認識しておりまして、詳細のところは分かりませんが、おそらく、患者調査の性格を踏まえて、政策部局で必要なものを使っていると考えております。

そういうことですので、この調査は例年10月実施ですので、例えば4月、5月に流行する疾病については、この調査でその患者数を考えるのは適切ではなく、それぞれ個別の調査を実施したり、科学研究を行ったりして、各政策に必要な情報を把握しているという状況ですので、全てを患者調査で把握するということはできないところは実際あります。ただ、長年継続している調査ですから、ずっと同じ状態で患者数等の推移をとり続けているところに意味があると考えています。

また、レセプトについて御指摘いただきましたが、レセプトが今、電子化されておりまして、使える情報は使うと、先ほどの答申の中でもございました。それを読み込むようにと考えているのですが、あくまでも、レセプトは1か月間の支払いの情報であり、支払いに特化した情報です。従いまして、患者調査の内容を見るには適していない部分も多々あります。あくまでも、使えるものは使う、使えないところはやはりありますので、こうした調査は引き続き必要と考えています。

**○北村委員長** よろしいですか。では神田委員。

○**神田委員** 今の御説明で、事情はよく分かりました。ただ、政策部局の数字と、患者調査で把握している数字が、あまりにもかい離していますので、そこは、ニーズに合った作成をされるといいと思います。そういう意味では、各政策部局とお話しをされるなど、意見交換をしていただきたいと思います。

○**渡厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室室長** ありがとうございます。御指摘いただいた数字等も今後確認しまして、適切な、よりよくなるように検討したいと思います。

○**北村委員長** 清原委員。

○**清原委員** 清原です。先ほどお答えいただきましたことについて申し上げます。基幹調査であるということ認識して、その上で質問いたしました。すなわち、基本的な調査として、この答申案のとおり進めていただくことが今後望ましいと、私は思っております。しかしながら、令和2年の前半期においてこのような状況があり、また先行き不透明ということもありますので、基幹的な調査ですが、神田委員もおっしゃいましたように、その他の政策的な調査、あるいは動向等を踏まえて、次期のこの医療施設調査及び患者調査には、何らかの、分析をするときの判断の連関性といったものについても、この際、お調べいただいた上で、より基幹調査の経年比較であるとか、あるいは他の政策関係との有効性であるとか、そういうことを踏まえた取組みを進めていただいていた方が、今後望ましいと思ひまして質問いたしました。

大変厳しい状況で、今、医療施設や、患者の状況を調査するよりも、対策本部が実際に色々な意見交換などをして、適切な対応を進めていくことが重要だと考えております。よりこの基幹調査の意義が達成でき、高まりますように、事務局としても、政策部局との情報交換など、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○**北村委員長** ありがとうございます。ほかに。宮川委員。

○**宮川委員** 今の議論で、気がついたのですが、各委員、新型コロナウイルス感染症をかなり気にされていて、その状況の中で、この諮問・答申で、オンライン調査が課題だということ、進めていく必要があるということを経後の課題で述べられているのはそのとおりだと思いますが、やはりこの感染症の問題を考えると、オンライン調査ということが今後、この部門もそうですが、特に医療機関についてはその推進が必要でしょうし、この調査に限らずいろいろな調査がありますけれども、今後、オンライン調査をこういう感染症対策を踏まえて進めていくということは、一般論としてですが、より必要ではないかなと考えました。

以上です。これは感想です。

○**北村委員長** ありがとうございます。ほかに御意見ありますでしょうか。

どうぞ、野呂委員。

○**野呂委員** 私も同じく、答申に対してというよりも、全般的なことをお願いが2点ございます。1つは、先ほど神田委員、清原委員が言われたことですが、これは10月抽出時点の調査ということで、現在も季節性インフルのデータはほとんど入っていないわけで、こ

の調査は民間でも非常によく使われているのですが、大変そこは不便しております。

おっしゃるとおり、レセプトは会計情報なので、疾病名といった情報はないのですが、当然、しかし、調査と同レベルではないですが、年間ベースに伸ばすような推計はできるわけです。この重要な調査である患者調査について、抽出時点での数値は残すとしましても、それを年間数にどう膨らませて見ていくかについては、できれば今後、民間利用者の意見も聞きながら検討していただくことが、コロナに関してということではなくて、これまでも含めてお願いしてきた点なので、よろしく御検討をお願いしたいと思います。

それからもう1点のお願いが、これも今回の諮問に対する答申ではなくて、調査結果の公表の方法の変更ということです。答申としては妥当だと思っているのですが、前回の建築着工統計調査（国土交通省）も含めてなのですが、このような、統計ごとに公表方法を個別で検討するのはどうなのかなということを利用者の目線で少し感じます。実際、今も調査結果につきましてはペーパーベースで、極めて立派な、分厚い冊子が発行されているものもあれば、主にe-Statに委ねているものもあります。e-Statの中でも、今は少ないですが、PDFもあればデータベースもあるということで、どの辺りが落ちつきどころなのかについて、そもそも大きな方針がないと、個別で議論したところで、なかなか、利用者としては非常に不便ですし、多分、統計作成者側としましても、どこまで紙を印刷してやらなければいけないかという辺りの判断がつきにくいかと思います。これはむしろ、総務省の御担当にあるのかも分かりませんが、そもそもあるべきガイドラインを、そろそろ決めてやった方がいいのではないかなと思います。

両方とも提案です。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ありますでしょうか。

今、最後の野呂委員からの、統計調査の公表時期についてのガイドラインについては、統計委員会で考えてみたいと思います。

それから、あとほかの委員の方の御意見は、この諮問に対する答申というよりは、厚生労働省との中で、長期的な課題であり、今のコロナウイルスの問題にも関わっているわけですが、政策担当部局とよく相談し、どういう対応ができるかを考えていただいて、次回の医療施設調査及び患者調査の諮問までに検討していただきたいと思います。

宮川委員。

○宮川委員 僕はよく分からないのですが、そういった新しい枠組みといいますか、政策部局と一般的なこういう調査との整合性や枠組みというのは、新たな統計委員会の仕組みの中では、各省統計幹事がそれなりに整合的に考えて、きっちりやるとなっているのではなかったでしょうか。そういう統計幹事を設置した仕組みで、いわゆる政策的な統計と、それから一般論で総務省の統計との整合性を図って、それを報告するという――報告といいますか、統計委員会が聞けば、それなりに報告していただくというような仕組みに変わったわけですね。

ですから、そういう仕組みに沿って、きちんと今後進めていかなくてはいけないのではないかなと思ったのですが。私が、理解が不足しているのかもしれませんが。

○北村委員長 いや、それでいいのだと思います。問題意識というのは統計委員会の方か

ら上げて、それを受け取っていただいて、統計幹事に調整していただくということのかなと思います。必ずしも、全て内部で問題を発見して調整しろというわけではなくて、いろいろ外部からの御意見とか諮問があれば、それに対して答えるということかなと思うのですが、基本的には統計幹事に調整をしていただくということで、そのための人員が配置されていると理解しているのですが、それでよろしいでしょうか。

では、御意見がなければそのように進めていただきたいと思います。

それでは、取りまとめたいと思います。今回の変更計画は、主として医療を取り巻く状況の変化や利活用ニーズに対応するものと考えられることから、その変更については承認して差し支えないものと考えます。前回の委員会で御報告のあった、受動喫煙対策の状況を把握する調査事項に関し、医療施設における受動喫煙対策の実態を正確かつ適切に把握する観点から改善が図られたことについては、評価したいと思います。

また、医療施設調査及び患者調査については、いずれも昨年実施された一斉点検において、恒常的な公表の遅延が報告されているところ、今回の変更では2段階公表を導入し、概数として公表することで、調査終了後1年以内の公表の実現を図る計画とのことです。

これについては、厚生労働省における調査実態、調査実施体制を含め、限られた統計リソースを考慮しての対応ということで、やむを得ないという面もあると思いますが、今後の課題として指摘されたとおり、統計利用者にとっては確定数ベースでの結果の公表の早期化が望まれるところであり、今回の対策でよしとするのではなく、調査票の審査や集計等に係る業務の更なる効率化を図る余地はないのかなど、確定数の集計結果の公表時期の早期化に向けた具体的方策について、十分な検証・検討を行っていただくことを求めます。

それでは、答申についてお諮りいたします。医療施設調査の変更について、及び患者調査の変更について、本委員会の答申は資料1及び2-1の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 ありがとうございます。では、答申案のとおりといたします。

津谷部会長をはじめとする人口・社会統計部会の所属委員におかれましては、部会での審議、どうもありがとうございました。

続きまして、諮問第139号の公的統計の整備に関する基本的な計画の変更につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付企画官 おはようございます。総務省政策統括官室の内山です。

それでは資料3によりまして、公的統計基本計画の諮問について説明をいたします。資料は諮問の概要と正式な諮問文書、この2つを用意しておりますが、資料3-1の概要によりまして、簡潔に説明したいと思います。

それでは、ページをおめくりいただきまして2ページ目、スライド2になります。

既に御存じのとおり、公的統計基本計画は、政府全体として公的統計の整備に関する様々な施策を推進するために定めているもので、3ポツ、「策定手続」にもありますとおり、統計委員会の御意見も聴き、おおむね5年ごとに見直しを行っているものです。そして、5

ポツ、「現状」のところにありますとおり、今は平成30年3月に定めた第Ⅲ期の計画期間中となっています。

3ページと4ページの参考資料は説明を省略させていただきまして、5ページ、「今回の変更の経緯」を御覧ください。

今、第Ⅲ期の計画期間中ではあるのですが、昨年の一連の統計不適切事案を受けまして、様々なところから報告、あるいは提言を頂戴しました。右側の中ほど、オレンジに塗っておりますが、統計委員会からも、検証結果を踏まえた再発防止策という建議を頂戴しています。

その後、同じページの下から2つ目、横長の箱になりますが、昨年末、これらを包括いたしまして、統計改革推進会議の統計行政新生部会におきまして、有識者提言ということで、総合的対策が取りまとめられました。そして、総合的対策では、取組についての工程表の作成、そして基本計画への盛り込みが求められているところですが、今回の基本計画の変更は、これを受けて、総合的対策で提言された取組を政府として確実に実行していくために行うものです。

計画の変更方針につきましては、スライドの7ページを御覧ください。

主目的としましては、繰り返しになりますが、1つ目の黒四角にありますとおり、総合的対策などで提言された新たな取組を盛り込むということになります。一方で、平成30年3月に定めた際の、統計改革の実現を推進するという第Ⅲ期の基本的な方向性そのものには変更がございません。平成30年3月に定めた取組についても、一歩ずつ対応がなされているところです。そこで今回、計画全体を見直すのではなく、第Ⅲ期の一部変更として、案を作成したところです。

それでは、具体的にどのような変更を盛り込んでいるかにつきましては、次の8ページを御覧ください。

主なものを例示しておりますが、統計の品質に係るものとしましては、PDCAサイクルの確立や第三者監査の導入など、また、統計業務を行う上での共通基盤的な事項としては、統計部局が他の組織、政策部局に対して広く支援を行い、政府統計の底上げを図っていくといったことや、あるいは統計業務に関する能力を持った方々を、資格保有者として確保・育成することなどが挙げられます。

なお、昨年12月に取りまとめられた総合的対策以降、新たに示された提言などはございませんので、今回の計画変更で盛り込みますのは、総合的対策までに提言を頂戴したものであるということになります。

最後のスライド9ですが、審議に当たりまして、どのような御意見を頂戴することが想定されるかということについて、簡潔に整理をいたしました。

今回、大きく総論と各論に分けておりますが、総論といたしまして、計画全体を俯瞰していただいた上で御意見をいただく部分、そして、各論として今回の変更で大きな柱になっている部分などで御意見をいただく部分、それぞれについて、どのような観点で御意見を出していただきたいか、それを例示しているものです。

以上、簡単ですが、計画変更について、諮問の概要を説明いたしました。どうぞよろし

くお願いいたします。

○北村委員長 ありがとうございます。本件は企画部会に付託し、詳細については同部会で審議することにしますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見はございますか。

よろしいですか。それでは、具体的な審議については、企画部会で審議していくことといたします。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は部会の審議状況についてです。まず、国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、宮川部会長から御報告をお願いいたします。

○宮川委員 それでは報告いたします。2月3日に行われた第19回国民経済計算体系的整備部会の審議状況を報告いたします。資料4と席上配布資料を適時御覧ください。なお資料4のページ番号は、中央の下に1/73のような形式で記載していますので、そちらで御判別ください。

第19回国民経済計算体系的整備部会においては、(1)建設補修の平成17-23-27年接続産業連関表における産出額について、(2)国民経済計算の次回基準改定について、(3)生産面の四半期別GDP速報等の検討状況について、(4)SUTタスクフォース会合における審議状況報告の4つについて審議しました。

以下、概要を説明しますが、技術的な内容が多いこと、また時間の制約から、詳細は割愛して説明いたします。

(1)建設補修の平成17-23-27年接続産業連関表における産出額について  
初めに、国土交通省から平成17-23-27年の接続産業連関表における建設補修の産出額の推計方法について報告がありました。

2ページの下半分を御覧ください。平成27年産業連関表では、従来、全て中間消費としていた建設補修(建築)に関する産出額について、維持・修理分を中間消費に、改装・改修分を固定資本形成に分けて計上するよう見直しが行われました。

これを踏まえて、平成17-23-27年接続産業連関表における、平成17年と平成23年への遡及方法を検討した結果が、3ページの対応方針となります。

過去の時点では、受注額に占める改装・改修工事の比率そのものは分からないものの、それに類似した改装・改修目的比率、改装等の工事件数のうち、主たる工事目的が劣化や壊れた部位の更新・修繕以外の工事の比率が、大きな変動もなく推移していることから、平成23年については、平成27年の投資比率と同一とみなす、つまり横置きして維持・修理と改装・改修の金額を推計するとのこと。また、平成17年については、そうした参考情報がないことから、23年、27年と同一比率を用いるとの方針が示されました。

委員からは、単純な横置きではなく、ビンテージや耐震工事等による変化を踏まえた過去遡及の工夫はできないかとの意見がありましたが、国土交通省の対応方針については、基礎統計の制約上やむを得ないと整理いたしました。

その上で、この点については、「建築物リフォーム・リニューアル調査」のデータ数が集まった段階で、ビンテージや築年数等を踏まえた過去遡及について検討することを、今後の課題として指摘しました。

(2)国民経済計算の次回基準改定についてです。

次に、内閣府から国民経済計算の次回基準改定について報告がありました。今回は前回の部会において御報告いただいた対応方針を踏まえた、基準年（平成27年）の試算の報告となります。大きく分けて3つの内容がありますので、順に説明をいたします。

#### 1. 2015年（平成27年）産業連関表を反映した修正について。

まず、2015年（平成27年）産業連関表を反映した修正について、3点報告がありました。

1つ目に、改装・改修の総固定資本形成への計上です。6ページを御覧ください。これにより、2015年名目GDPを1.4%程度押し上げると見込まれています。

また、2014年以前への遡及については、7ページの上半分を御覧ください。先ほど報告いたしました接続産業連関表における取扱いと同様、2015年（平成27年）の改装・改修比率を用いて、改装・改修の遡及推計を行います。

2つ目に、分譲住宅の販売マージン、非住宅不動産の仲介手数料の総固定資本形成への計上です。7ページの下半分を御覧ください。分譲住宅の販売マージンについては、2015年の名目GDPを0.4%程度押し上げる要因となります。また、非住宅不動産の仲介手数料については、2015年の名目GDPを0.0%程度押し上げる要因となります。

3つ目に、建設業（建設補修分除く）の産出額についてです。8ページの下半分を御覧ください。2015年産業連関表の結果を反映することにより、2015年の名目のGDPは、現在の2011年基準に比べて0.6%程度押し下げると見込まれております。

委員からは、次回基準改定における推計方法などについて丁寧な情報発信を求める意見が多く出されました。この御意見を踏まえて、部会として次のとおり取りまとめました。

情報発信全般について、前回の基準改定時と同等以上の水準となるよう対応すること。改装・改修の1980年までの長期遡及推計について、比率一定以外に工夫の余地がないか検討すること。建設業（建設補修分除く）を2015年基準に改定する際のギャップについて、建設総合統計を用いた延長推計によるバイアスの有無を早急に検証し、報告すること。

#### 2. 娯楽作品原本の資本化・著作権等サービスの取扱い。

次に、娯楽作品原本の資本化・著作権等サービスの取扱いについて報告がありました。

9ページを御覧ください。映画、テレビ番組、音楽、書籍の4つの原本を新たに総固定資本形成として記録の対象とすることにより、2015年の名目GDPは0.2%程度押し上げられます。

一方で、同時に計上を開始する著作権等サービスについては、輸入超過のため名目GDPは押し下げられ、実質的には両者が相殺されて、名目GDPへの影響は0.0%程度とすることが見込まれます。

委員からは、娯楽作品原本の資本化・著作権等サービスについて、前向きに対応したことを高く評価する一方、その推計方法に関して、ロイヤリティ方式によるフローの推計の場合、ストックの推計方法はどうなるのか分かりにくいとの御意見もありました。この点については、ロイヤリティ方式による推計について、フローとストックを合わせて総合的に説明するよう求めました。

#### 3. 住宅宿泊事業。最後に住宅宿泊事業、いわゆる民泊についてです。

10ページの下半分を御覧ください。住宅宿泊事業については、2016年1月以降に行われ

ているものであり、2015年以前の名目GDPには影響しません。なお、住宅宿泊事業法施行後の2018年度名目GDPは0.0%押し上げられると見込まれています。

委員からは、住宅の所有者が外国人である場合の取扱いや、海外のサイトで契約された場合の取扱いについて質問がありましたが、対応方針そのものについては、特段の異論はありませんでした。

なお、これまで申し上げた推計結果は現時点での暫定値であり、2020年末の基準改定公表まで変更があり得ることに留意が必要です。

以上の3点とは別に、次のような御要望、御質問がありました。次回基準改定の関連で、リース区分の変更に伴う産業別に見た試算結果の提示。昨年12月に公表された2018年度年次推計の関連で、速報から年次推計への改定差の状況、及びその理由の説明。このため、これらについても早目に御報告いただくよう取りまとめました。

(3)生産面の四半期別GDP速報等の検討状況について。

続いて、内閣府から生産面の四半期別GDP速報、いわゆる生産側QNAの検討状況について御報告がありました。

今回は、前回部会の宿題である技術的な問題を検証しました。簡単に説明しますと、資料4では11ページ以降となりますが、生産面のGDP速報は、産出額に付加価値比率を乗じる形で推計します。この付加価値比率ですが、四半期別ではなく、年間でしか推計することができません。このため、その年間の切替えの時点、具体的には1-3月期となりますが、その前期比に付加価値率の変化が集約される形で現れることとなります。

そこで、これを何とか四半期別に推計できないかと検討してまいりましたが、無理に推計しようとするとかえって精度が下がることなど、なかなか難しいことが判明しました。このため、付加価値率は年間一定のままとする結論付けました。

明日の国民経済計算体系的整備部会では、各国における生産側QNAの公表状況について比較検討を行った上で、具体的な公表に向けた取扱いを審議する予定です。

本案件は、基本計画上の期限から約1年遅れている課題ですので、引き続き公表に向けて具体的な結論を得られるよう進めてまいります。

(4)SUTタスクフォース会合における審議状況報告。

次に、SUTタスクフォースでは、15~70ページにありますとおり、建設分野の統計整備に係る検討、SUT・産業連関表の基本構成に係る検討の2つについて審議されました。技術的な内容も多く、また時間の都合もありますので、詳細は省いて報告いたします。

(1)建設分野の統計整備に係る検討。建設総合統計の公共工事出来高と、国民経済計算の年次推計に用いられる国・地方・公的企業等の決算書は必ずしも整合的でないという課題について、国土交通省から検証結果の報告がありました。

それによると、建設着工予定額を月別の出来高に変換するための工事進捗率よりも、工事予定額を実際にかかった工事費に補正する補正率が、大きな誤差の原因と考えられることが分かりました。この点を改善した試算値が、19ページの下半分です。

以上を踏まえ、国土交通省は、平成23年度以降の工事進捗率と、平成23年度から平成28年度の補正率の両方について見直した遡及計算を行い、その結果を本年（令和2年）6月

ごろに公表する予定です。

なお、決算実績が分からない直近分については、補正率の決め方について引き続き検討が進められています。そのため、建設総合統計を用いてQ E推計を行っている内閣府では、国土交通省の検討を踏まえ、Q Eから年次推計への改定差が縮小するか等の影響を精査することとしております。部会としてもこの方針を了としました。

(2) S U T・産業連関表の基本構成に係る検討。続いて、2020年表の推計に向けて、S U T部門構成と供給表の推計課題の2点について、総務省から中間報告がありました。技術的な内容であり、また時間の制約もありますので、詳細は割愛いたしますが、いずれの課題についても、委員から今後の検討に資する御意見が出されておりますので、これらの御意見を踏まえ、検討を進めていくこととしております。

私からの報告は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問ありますでしょうか。

白塚委員。

○白塚委員 私も国民経済計算体系的整備部会のメンバーとして審議に参加しているわけですが、部会后、また少し考えていて、よく分からなかったところが1点ございます。テクニカルな話となりますので、明日開催の部会で、お話いただければいいと思いますが、民泊の件についてです。民泊を計上するのは非常にいいことだと思うのですが、結局インパクトはあまりなくて、あまり変わらないということだと思うのです。民泊の件と持ち家の帰属家賃の関係がいまひとつ、私はよく分からなくなっています。

民泊で貸される住宅というのは、持ち家の帰属家賃の取扱いはどうなっているのか、もう少し何かクリアになるといいのかなと思っています。もしかしたらダブルカウントのままなのかとか、そういったことはどのように考えたらいいか、明日の部会で、教えてもらえればと思います。

○北村委員長 明日検討していただくということによろしいですか。何か内閣府の方から意見があれば。中村委員。

○中村委員 その点に関しては、私は全然、重複を考える必要はないかと思っていたのですが、民泊をすることによって、多少居住用のスペースが減るから、その時期に関しては、そこを削減するという事に落ちついていきます。

○白塚委員 民泊として使用している時には、住居としては使っていないわけですね。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 御指摘ありがとうございます。今、白塚委員から御質問をいただいたところについて、国際的にも、民泊をどう計上するかというところで、帰属家賃との関係は整理と申しますか、ダブルカウントの可能性というか、御議論がされてきたと思います。

一応、これまでの国民経済計算体系的整備部会でも整理をさせていただいてきたところでもありますので、我々としては、ダブルカウントが極力ないような形で、今回、基準改定においては計上していこうかと思っています。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかに御質問ありますでしょうか。

よろしいですか。それでは取りまとめたいと思います。まず、建設補修の関係ですが、平成27年産業連関表から、従来、中間消費としていた改装・改修分を固定資本形成に計上する見直しが行われたということですが、平成17年や23年の接続産業連関表の遡及方法については、基礎統計の制約などから、維持・補修と改装・改修の割合を平成27年と同じ比率で推計せざるを得ない、データの蓄積を待って、改めて改善の余地を検証するという御報告でしたが、この点については、情報がないということでやむを得ないものと思われま

す。

次に、国民経済計算の次期基準改定についてですが、建設補修、娯楽作品原本の資本化、いわゆる民泊などの個別の課題に関して、試算結果の提示を含む具体的な検討が進められている。また、GDPに関して金額的に相応の影響が生じることを踏まえ、情報発信の充実を求めるという御意見が多数あったとの御報告を受けました。

基準改定を適切に実施することはいうまでもなく重要ですが、それに関する情報発信もそれに劣らず重要なものとなります。内閣府にはしっかりと情報発信をお願いしたいと思います。

続きまして、生産面の四半期別GDP速報等の検討状況の関連です。本案件は、基本計画上の期限から1年以上遅れている課題でありまして、明日の部会審議でも取り上げるとい

う御報告でした。明日は公表に向けて具体的な結論が得られるよう、しっかりとした審議をお願いしたいと思います。

最後に、SUTタスクフォースの関連についてですが、建設分野の統計整備に係る検討、SUT・産業連関表の基本構成に係る検討の2つの審議がなされたということです。

建設分野の関係は、QEにも関係することからユーザーの関心も高いと思われま

すので、引き続き丁寧な審議と結論に係る分かりやすい情報提供をお願いいたします。SUT・産業連関表の基本構成の関係では、着実に作業が進められているという御報告でした。この課題は非常に長い道のりとなりますので、これまでのところ予定どおり作業が進められているということですので、これからもこの調子で進めていただきたいと思います。

宮川部会長はじめ国民経済計算体系的整備部会に所属される委員の皆様におかれましては、部会での審議どうもありがとうございました。

続いて、次の議事に移りたいと思います。統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき委員は委員長が指名するとされております。

来年度、統計委員会担当室では、賃金関係統計の委嘱調査を予定しております。川口臨時委員には、統計委員会において調査研究を担当する企画部会に所属いただき、御専門の立場から賃金関係統計の委託調査研究に御意見いただければと思います。このため、資料5のとおり指名させていただきたいと思

います。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは次の議題に移りたいと思います。毎月勤労統計調査についてです。

遡及推計作業の進捗状況について、厚生労働省から御報告をお願いいたします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 厚生労働省です。資料6に基づきまして、毎月勤労統計調査の遡及推計について、御報告いたし

ます。

資料をおめぐりいただきまして、2ページです。こちらは前回の統計委員会におきまして、宮川委員から御指摘いただきました推計の作業の工程について、これまで報告してまいりました実数の推計と併せて、今後の指数の推計につきまして整理をさせていただきました。また併せて、前回のときに検討事項としていたものの検討結果の報告及び、現在の進捗状況もこの中で説明いたします。

まず、このページにありますのは、実数の推計に係る部分です。これにつきましては、最初の方に記載しておりますが、遡及推計する期間を6つに分けます。これはプログラムは基本的に調査票を集計にかけていくわけですが、産業分類の付替えがありました、あるいは抽出替えがありました、その部分に対応した部分を切って、プログラムを作り推計を実施しているというものです。

切り方につきましては、資料に記載してあるとおりでございまして、最初、産業分類の付替えを平成16年1月分から行いまして、その後の集計、そして平成19年1月分から抽出替えの対応をいたします。同じく(4)の平成21年まで行います。

(5)の平成22年1月分から平成23年1月分の再集計につきましては、産業分類変更の対応で雇用保険データの推計に一部調整を加えないといけないということがありまして、これが前回の検討事項でした。

これにつきましては、5ページを御覧ください。こちらに、その整理をしております。実際この部分は、平成21年12月分労働者数に対しての平成19年の改定産業分類を組替えるのですが、雇用保険データの補正を行う場合に、赤字で記載してありますが、先に組替えてしまうと、雇用保険データの補正率 $\Delta x$ の推計ができないということがあります。そこで一旦、従来の集計をした上での雇用保険データの補正率を推計する作業を入れました。

具体的には下の図の更に下半分のところに、aとあります。これは平成21年12月分の従来の集計の部分ですが、これと平成22年1月分、その右側にbと記載してある部分、これが従来推計での労働者数となります。この12月分と1月分で、赤字で記載しております $\Delta x$ 、雇用保険データによる補正率を推計する作業を一旦挟むことによって $\Delta x$ を求め、その $\Delta x$ を使った上で、図の上半分になります。今回、再推計をしておりますa'に対して、この $\Delta x$ での補正率を掛けて、それができたのが右側のb'となります。

産業分類の組替えがなければ、このb'がそのまま使えるのですが、実際には産業分類の組替えを実施する必要があるものについては、ここで組替えを行います。後の段階で行うということで、cを作成することによって、雇用保険データの推計もしつつ、産業分類の組替えもやるという作業となりますので、ここはクリアしたという形で作業を進めております。

2ページにお戻りください。その上で、(5)の補正等を実施してあるプログラムとしての(6)となります。

その後、ダブルチェックをして――ダブルチェックといいますのは、プログラムで作成しておりますので、それ自身のプログラムエラーやデータの読み込み誤り等がないかどうかということで、別途、パーソナルコンピュータの方で同様の作業をして検証している状況です。

その後、全体の集計とは違いますが、必要な作業として、Ⅱ（８）は、平成19年の旧1月分の実数推計ということで、これはギャップを出すためのものですが、統計委員会でこれまで御議論いただいた部分について、その作業を進めているというものです。

その後、実数の検証が必要になりますが、併せて、aのところは基本的に今まで推計した部分の母集団労働者数でありますとか、補正率についての検証をいたします。そして、ギャップ率についても、平成19年、平成21年、平成24年とございますので、その部分の検証を行うということです。

(10)、(11)の調査産業計に影響を及ぼさない部分については、別建てで、少し優先度を低くして行っておりますが、そこも含めて作業しております。

これが全体の流れでして、現状です。(6)までにつきましてはプログラムは完成しております、基本的に数字推計はできており、現在は(7)、(8)、(9)の作業を進めている段階です。

この実数推計の作業ですが、今、申しましたところの作業は進めつつも、産業計を構成する積み上げ産業については、一定の目途を立てて、来月には指数の推計作業に入りたいと考えています。

その指数の作業につきましては、次の3ページからを御覧ください。指数は、基本的に実数自身はギャップ等も含めたものになっていきますので、長期の時系列で比較する場合には、その修正をかけることが必要となり、その修正等かけたもの自身が、指数となることで御理解いただければと思っております。

その指数につきまして、2015年基準が現在使っている指数ですが、これについて作成することになりますが、そのギャップの修正のタイミングが、雇用と賃金・労働時間とは切れ目が違いますので、そこは分けてやることになっております。

やり方としては、(1)のところ、まずは2015年基準を100とする指数をこれまで求めた実数から暫定的に作りまして、その後、雇用と賃金について、それぞれ作成いたします。雇用につきましては、事業所・企業統計調査のベンチマークでのギャップ修正を行い、そこにa、b、cという3点があります。dにつきましては、そのチェックを行う工程になります。

(3)の賃金・労働時間につきましては、こちらは抽出替えがありますので、その部分での修正をかける必要があります。これにつきましてもa、b、cとありまして、dの段階でチェックをかけることにしています。指数につきましては、季節調整をかけますので、季節調整済み指数を作る作業も、この後入ります。

それらを検証するということが(5)を考えておりまして、特に、先ほど申しましたように、指数につきましては前年同月比等が、この指数で作成することになりますので、その辺がどういう動きになっているかをしっかり検証いたします。同じように、bで記載しておりますが、季節調整済みについても検証する必要があります。

これらについて、結果についての検証、検討を行い、実数での検証もやっているわけですが、実数では見えなかった、何かイレギュラーな値も出てくる可能性がありますので、そのような場合は、必要に応じて実数の検証も戻ってやることもあり得るという状況です。

基本的な指数の作り方は以上ですが、次の4ページを御覧ください。こちらには、2005年基準指数というものを記載しております。これは、現在公表しております毎月勤労統計調査の結果につきまして、最初の箇所に記載しておりますが、産業分類の改訂に伴って、平成21年までしか作成できない産業分類、今現在は作成していない産業分類がありますので、利用者の方が古いデータを使う場合には、その指数もきちんと遡及推計をしておく必要があるというものです。

具体的には、6ページになります。ここの表が、現在毎月勤労統計調査で公表しております指数の作成産業です。黄色に塗ってあります部分が平成22年以降の指数作成産業です。左側の白い部分が平成21年以前の指数作成産業でして、真ん中のやや縦長になっているところが、これは黄色と白い部分が基本的には対応しておりますので、2015年基準の指数を黄色の部分で作れば過去にも遡れます。一番左の部分につきましては、例えば一番上のMの飲食店、宿泊業ですとか、Qのサービス業ですとか、それ以下のものにつきましては、現在つながっている産業がありませんので、これらについては現在、指数作成産業となっていません。ですので、これらについてユーザーの方が分析するに当たっては、2005年基準のものを作っておく必要があります、これらについて遡及推計をする必要がある、ということです。

これらの2005年基準を作る作業というのが必要になるということで、4ページに戻っていただきまして、そちらに記載してあります作業を追加的にやる必要があるということです。中身につきましては、先ほど2015年基準で示したものと同じになります。

以上で、この部分も含めて作業を行うことにより、今公表しているものについて、遡及推計による全てのデータがそろそろことになりますので、全体的にはこの流れで作業を進めていきたいと思っております。

私からの説明は以上です。

○北村委員長 はい、ありがとうございます。ただ今の御説明について、何か質問はありますでしょうか。

宮川委員。

○宮川委員 私からの質問について、丁寧な御説明をどうもありがとうございました。また、色々厚生労働省が大変なときに、一生懸命やっておられるということがよく分かりました。どうもありがとうございます。

その上で、資料を見せていただきますと、何段階にも分かれて、色々工程があるということですが、例えば実数推計、それから基準指数の推計、ある程度ブロック別にその工程を分けることもできると思います。全部終わった時点で全て公表するというのもあるとは思いますが、ある工程が終わった時点で、そのブロック別に、修正の推計が終わった段階で、順次公表していくというお考えがあるかどうかということをお伺いしたいと思います。

というのは、やはり昨年のいわゆる毎月勤労統計の問題から1年たっておりますので、一体、本当に修正作業は進んでいるのかを気にしておられる方もいらっしゃると思うのです。実際には、統計委員会の議事録を見れば、毎回毎回御報告をいただいていることはよ

く分かるわけですが、その成果を、ずっと最後になるまで公表しないのか、それとも一応、ブロック別に、できたところから公表していくのかについてのお考えを聞かせていただければと思います。

○北村委員長 どうでしょう。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 御指摘いただきましてありがとうございます。本週及推計につきましては、ユーザーの方々にも大変御迷惑をかけておまして、できるだけ速やかに公表する必要があると強く痛感しているところです。

公表の中身ですが、もちろん全てがきれいにそろった形で、どのデータでも今使えますという形で出すのが一番良いという面はありますが、そうは言いつつ、一定のスピード感も持ちたいと我々も思っております。実数と指数については非常に関連性が強く、先ほど少し申し上げましたが、指数自身の検証の中で実数も見直す必要がありますので、そこはひとつつながりとは思っておりますが、ただ、公表するデータ全てについて、そろわないと公表できないかといいますと、先ほど少し申し上げましたが、例えば、積み上げでない産業において、誤差の面でよく検証する必要があるという面に引っかかって全てが出せないというのは、やはりユーザーの方にとっては御迷惑をおかけすることになると思います。そういう意味では、実際、一定程度のセットというのは不可欠だとは思いますが、それは全てということは意味しないと思っております。実際の利用者の方々のニーズ等の優先度も踏まえ、一部については後に回すことも、作業の進捗状況においては考えるべきだと思っております。少しなりともユーザーの方々に早く使っていただける形での公表の仕方も、今後、作業の進捗状況も踏まえ、きちんと検討してまいりたいと思っております。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかにはありますか。

それでは取りまとめたいと思います。毎月勤労統計の作業については、現在、実数の週及推計に取り組んでおり、4月からは指数の週及も開始するという事なので、しばらく週及推計は続くという見通しですが、これまでに直面した推計上の課題もほぼ解決したようですので、厚生労働省においては、できるだけ速やかに週及推計作業を行っていただいて、統計を再公表できるように、引き続き精力的に取り組んでいただきたいと思っております。

ただ、あまり前のめりになって公表して、また改定するようなことにならないように、しっかりと精査した上で公表していただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。統計法第9条第4項ただし書きにおける統計委員会が軽微な事項と認めるものの取扱いについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 それでは、資料7に基づいて、統計法第9条第4項ただし書きにおける統計委員会が軽微な事項と認めるもの、いわゆる基幹統計調査の軽微処理基準の改訂案について説明いたします。

統計法により、基幹統計調査の変更等の申請があった場合には、原則として統計委員会の付議が義務付けられておりますが、事務の効率化の観点から、統計委員会が軽微な事項と認めるものは付議が免除されております。この軽微な事項にどのようなものが当たるか

について、統計委員会決定により定めたものが、この基幹統計調査の軽微処理基準になっております。

具体的には、お手元の資料7の2枚目を御覧ください。(参考)がございます。こちらの基幹統計調査軽微処理基準 改訂案 新旧対照表の右側の欄に記載しているものが現行の基準になっておりまして、1(1)①の、他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い当然必要とされる事項の変更といった、委員会での審議の実益に乏しいものや、⑤の調査方法や集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きいものといった、変更による調査計画への影響が小さく、審議する必要性が乏しいものが掲げられております。

しかしながら、現在、申請案件の中には、統計委員会の付議の必要性が低いと考えられるものの、軽微処理基準に明確に規定されていないために、裏面に飛びますが、現行基準1の(2)に基づいて、その都度、委員長及び関係部会長に処理方針を相談する必要があるものが生じており、これに関連する事務手続に一定の時間等を要している状況にあります。

このため、昨年の統計委員会建議による再発防止策も勘案しつつ、見直しが必要な調査計画を迅速に改善する観点から、統計委員会に付議する実益に乏しいと判断される事項を、軽微処理基準上で明確化する必要があると考えられます。

こうしたことから、本年1月24日に開催いたしました前回の統計委員会において、点検検証部会の津谷部会長から軽微処理基準の見直しが提起されたことを踏まえ、個別統計の審議を担う部会の部会長である川崎部会長、椿部会長、津谷部会長及び北村委員長と御相談しつつ、今般、お手元の資料7、1枚目に戻りますが、及びその参考資料である新旧対照表の左側の欄に記載のとおり、軽微処理基準の改訂案を取りまとめました。

改訂案の大部分は、これまで北村委員長、各部会長に御相談して軽微処理が認められ、かつ、現行基準ではストレートに読めない事項の積み重ねを、現行基準上の関係事項に追記したものとなっております。

追記した事項について、若干補足的に説明をいたしますと、1の①の同一母集団情報の定期的な更新は、経済センサスの結果による事業所母集団データベースの年次フレームの更新といった、文字どおり同一の母集団情報の定期的な更新による変更であり、母集団情報の種類を変えて更新するようなケースは含みません。

また、1の⑧の、災害及び感染症等に含まれるケースとしては、災害による調査計画の変更のほか、必要以上に拡大解釈されることのないよう、3つのケースに限定することを想定しています。すなわち、1つ目として、豚コレラの発生に伴い、農林業センサスの調査方法として、調査員調査のほかに郵送調査を追加する場合。2つ目といたしまして、原子力事故の発生に伴い、調査地域からの除外、調査の延期又は調査方法の変更を行う場合。3つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、調査の延期又は調査方法の変更。具体には調査員調査から郵送調査への変更、又は既存の調査方法への郵送調査の追加を行う場合です。

このうち、3つ目の新型コロナウイルス感染症の発生関係については、現在までのとこ

る該当例はありませんが、既に一部の基幹統計調査において、既存の調査方法へ郵送調査を追加したいとの相談が統計審査官室に来ているところであり、今後も同様の相談が見込まれるところです。

なお、軽微処理基準に基づき軽微処理された申請案件については、基準の2に基づいて、全案件に関し、処理後、個別の基幹統計調査ことに、どのような変更が行われたかという処理結果を、総務省から統計委員会に対し報告しているところであり、この点は改訂後においても従前と同様、確実に報告を行うこととしております。

説明は以上となります。

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明について何か御質問、御意見ありますでしょうか。

どうぞ。

○野呂委員 現行の取扱いもそうなのですが、この軽微基準につき、これに該当すれば統計委員会に改めて付議する必要はないということなのですが、そもそも付議が必要な案件がある統計において、その中にこういう省略基準のものが入っていた場合は、そこを省いて申請するという取扱いになるのでしょうか。

例えば市町村合併なども含まれた変更なのだけれど、そこは軽微ということでもいいのだけれど、もっと大きな話もセットになっている様な時は、新旧対比表その他、かなり複雑な申請になるかと思うのですが、これは現行も含めて、どういう取扱いになっているかという辺りが、今聞いていて疑問に思ったのですが。

○上田総務省政策統括官付参事官 お答えいたします。軽微に処理する場合は、これに本当に該当するパターンだけで、そのほかの事案があつて、これに付随して軽微な案件がある場合は、まとめて全て審議されます。

○野呂委員 そこは省略されないということですか。

○上田総務省政策統括官付参事官 はい。

○北村委員長 何か御質問ありますでしょうか。

それでは取りまとめたいと思います。今回改訂案については、再発防止策を踏まえ、見直しが必要な調査計画を迅速に改善する観点から、統計委員会で審議する実益に乏しい事項を軽微処理案件基準上で明確化するものであり、この改訂により、委員会で真に必要な審議により集中できる効果も期待できることから、承認して差し支えないものと判断します。

ただ、事務局からも御説明があつたとおり、軽微処理基準が必要以上に拡大解釈されることのないように、基幹統計調査の変更等の諮問を担う総務省においては、本基準の趣旨を十分に認識され、適正な対応を行っていただくように強く求めたいと思います。

それでは、改訂案についてお諮りいたします。基幹統計調査の軽微処理基準の改訂は、資料7の案のとおりでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、これでお認めいただいたということにいたします。

本日用意いたしました議題は以上ですが、次の委員会日程について事務局から御連絡を

お願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会については調整中です。日時、場所につきましては別途御連絡いたします。

○北村委員長 以上をもちまして、第146回統計委員会を終了いたします。